

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和49年8月13日 火曜日

## 告示

### 鳥取県告示第六百九十二号

昭和四十九年六月定例県議会で六月三日議決された昭和四十九年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十九年度鳥取県管理立事業会計補正予算及び昭和四十九年度鳥取県宮観光施設事業会計補正予算は、次

### 目次

- ◇告示 昭和四十九年度鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和四十九年度鳥取県宮観光施設事業会計予算

のちをひびある。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 寛 三

### 昭和49年度鳥取県一般会計補正予算

昭和49年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,186,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,836,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 県	税	11,906,151	845,970	1 県	2,645,932	12,752,121
				民	147,666	
	2 事業	2,690,478	698,304			3,388,782

3 地方交付税	1 地方交付税	29,268,288	593,733	29,862,021
5 分担金及び金	1 分担金	1,456,466	485,702	1,942,168
	1 分担金	480,907	190,618	671,525
	2 負担金	975,559	295,084	1,270,643
6 使用料及び料 手数	1 使用料	659,980	5,297	665,277
	2 手数料	299,890	260	300,150
7 国庫支出金		26,593,614	4,576,434	31,170,048
	1 国庫負担金	10,081,623	3,024	10,084,647
	2 国庫補助金	16,203,341	4,564,004	20,767,345
8 財産収入	3 委託金	308,650	9,406	318,056
	2 財産売却収入	436,482	10,100	446,582
9 寄附金		350,981	10,100	361,081
	1 寄附金	54,650	33,053	87,703

10 繰入金	2 基金繰入金	193,694	1,360,000	1,553,694
		0	1,360,000	1,360,000
12 諸収入	4 貸付収入	7,487,993	1,958,451	9,446,444
	4 貸付収入	5,791,718	1,841,699	7,633,417
	5 受託事業収入	394,781	95,403	490,184
	7 雑収入	370,470	21,349	391,819
13 県債	1 県債	1,626,000	2,317,000	3,943,000
	1 県債	1,626,000	2,317,000	3,943,000
歳入	合計	81,650,000	12,186,000	93,836,000
歳出	1 議会費	補正前の額 千円 344,109	補正額 千円 3,700	計 千円 347,809
	1 議会費	344,109	3,700	347,809
2 総務費		6,018,635	204,501	6,223,136
	1 総務管理費	4,302,163	154,902	4,457,065
	2 企画費	262,419	20,030	282,449

3 民生費	4 市町村振興費	268,492	29,369	297,861
	6 防災費	150,673	200	150,873
	1 社会福祉費	5,890,438	197,575	6,088,013
	2 児童福祉費	2,294,216	88,273	2,382,489
4 衛生費	1 公衆衛生費	1,884,693	109,302	1,993,995
	2 環境衛生費	3,543,482	429,370	3,972,852
	1 公衆衛生費	1,113,581	205,617	1,319,198
	2 環境衛生費	149,104	200,998	350,102
5 労働費	4 医薬費	1,580,493	22,755	1,603,248
	1 労働費	554,286	477	554,763
6 農林水産業費	1 農業費	139,841	477	140,318
	2 畜産業費	11,976,125	3,709,698	15,685,823
	3 農地費	3,678,489	1,017,186	4,695,675
	4 林業費	850,244	103,522	953,766
7 商工費	1 商業費	4,451,210	1,860,679	6,311,889
	2 工鉱業費	2,238,684	554,518	2,793,202
	3 観光費			
	3 観光費			
8 土木費	1 土木管理費			
	2 道路橋りょう費	17,477,840	4,303,669	21,781,509
	3 河川海岸費	129,971	200	130,171
	4 港湾費	7,645,258	1,133,839	8,779,097
	5 都市計画費	3,675,987	899,294	4,575,281
	6 住宅費	819,651	711,590	1,531,241
9 警察費	1 警察管理費	4,484,582	933,825	5,418,407
	2 警察活動費	4,207,675	184,528	4,392,203
	2 警察活動費	3,734,144	128,100	3,862,244
10 教育費	2 警察活動費	473,531	56,428	529,959
	10 教育費	22,017,136	1,461,448	23,478,584

11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	185,538	2,561	188,099
		684,048	2,561	686,609
		144,178	442,400	586,578
		744,967	1,000	745,967
		120,356	1,000	121,356
13 諸支出金	1 公営企業 支出金	81,650,000	12,186,000	93,836,000
歳出	合計			

第2表 債務負担行為補正  
追加

事項	期間	限度	千円 額
地方職員住宅 貸借料	昭和49年度から 昭和74年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償 還金に相当する金額80,459千円並びに同物件にか かるとの公租公課、火災保険料及び建設期間にか かる経過利息に相当する金額の合計額	

変更

補正前		補正後			
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
看護学生等 修学資金貸付金	昭和49年度 から昭和51 年度まで	千円 8,820	看護学生等 修学資金貸 付金	昭和49年度 から昭和52 年度まで	千円 10,740
保母修学資 金貸付金	昭和49年度 から昭和50 年度まで	2,400	保母修学資 金貸付金	昭和49年度 から昭和50 年度まで	5,760
農業近代化 資金利子補給	昭和49年度 から昭和69 年度まで	融資総額3,000,000千円を限度とし、 資金利子補給 年度とし、各年度の融資高 の4.5/100に相当する金額	農業近代化 資金利子補給	昭和49年度 から昭和69 年度まで	融資総額4,400,000千円を限度とし、 各年度の融資高 の4.5/100に相当する金額
農業近代化 推進資金利子 補給	昭和49年度 から昭和55 年度まで	融資総額729,000千円を限度とし、 各年度の融資残高 の3/100に相当する金額	農業近代化 推進資金利子 補給	昭和49年度 から昭和55 年度まで	融資総額891,000千円を限度とし、 各年度の融資残高 の3/100に相当する金額
野菜価格安 定対策事業 補助	昭和49年度	67,224	野菜価格安 定対策事業 補助	昭和49年度	130,465

財団法人鳥取県造林公社 借入金損失補償債 失補償	昭和49年度 損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日 の属する年度まで	融資元本 113,916千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)	財団法人鳥取県造林公社 借入金損失補償債 失補償	昭和49年度 損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日 の属する年度まで	融資元本 327,087千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)
漁業近代化資金利子補給	昭和49年度 年度まで	融資総額 300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額	漁業近代化資金利子補給	昭和49年度 年度まで	融資総額 600,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
中小企業設備貸与事業 失補償	昭和49年度 年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与事業から昭和61年度まで 社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第1	中小企業設備貸与事業 失補償	昭和49年度 年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与事業から昭和61年度まで 社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第1

15号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額80,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額	15号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額100,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
---	--

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の 方法	限度額 千円	起債の 方法
治 山 費	60,000	利率 %	69,000	利率 %
漁港建設費	3,000		4,000	
砂 防 費	178,000		238,000	
港湾建設費	58,000		100,000	
都市開発費	18,000		699,000	
公営住宅建設費	255,000		604,000	

警察施設費	8,000							50,000							記書借入れ10以内又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、県財政その他の都合により起債額の一部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することとができる。	
高等学校施設整備費	95,000							373,000								
直轄河川事業費	46,000							64,000								
境管理組合費	39,000							61,000								
計画調査費	0							12,000								
衛生試験検査機器整備費	0							21,000								同上
中小企業費	0							86,000								同上
河川改良費	0							246,000								同上
																限を短縮し、延長し又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

直轄道路費	0	同	同上	同上	同上	都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	還年限を短縮し、あるいは起債し、あるいは繰上償還を行い、若しくは借換えすることができ
盲聾学校費	0	同	同上	同上	同上		ものとす
情報処理教育センター費	0	同	同上	同上	同上		
自然保護費	0	590,000	記名式利札交付公債	同上	交付公債(証券)の発		

						(証券) 発 行の方法に よる。	行年度から 2年すえ置 き、じ後8 年間で支 払うものと する。
計	1,626,000		4,533,000				

昭和49年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	国庫支出金	227	1,333	1,560

	1 国庫貸付金	227	1,333	1,560
2 繰入金		952	667	1,619
	1 一般会計金	952	667	1,619
歳入	合 計	49,968	2,000	51,968

歳 出

・ 款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 母子福祉資金貸付事業費		49,968	2,000	51,968		
	1 母子福祉資金貸付事業費	49,968	2,000	51,968		
歳 出	合 計	49,968	2,000	51,968		

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	補正前の限度額	起債の方法	利率	補正後の限度額	起債の方法	利率
母子福祉資金貸付金	千円 227		%	千円 1,560		%
計	227			1,560		

昭和49年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1 繰入金			16,117	5,000	21,117		
	1 一般会計金		16,117	5,000	21,117		
歳 入	合 計		27,688	5,000	32,688		

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1 寡婦福祉資金貸付事業費			27,688	5,000	32,688		
	1 寡婦福祉資金貸付事業費		27,688	5,000	32,688		
歳 出	合 計		27,688	5,000	32,688		



昭和49年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,221,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 30,000	千円 5,000	千円 35,000
	1. 国庫補助金	30,000	5,000	35,000
2 繰入金		417,500	199,349	616,849
	1 一般会計 繰入金	417,500	199,349	616,849
5 県債		707,090	355,365	1,062,455
	1 県債	707,090	355,365	1,062,455
歳入	合計	1,662,075	559,714	2,221,789

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 1,662,075	千円 559,714	千円 2,221,789
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,662,075	559,714	2,221,789
歳出	合計	1,662,075	559,714	2,221,789

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前の額 千円	利率 %	補正後の額 千円	利率 %
中小企業近代化資金貸付	707,090	%	1,062,455	%
計	707,090	%	1,062,455	%

昭和49年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,243千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金			千円 1,240	千円 256	千円 1,496
		1 一般会 計 金	1,240	256	1,496
4 国庫支出金			0	32,987	32,987
		1 国庫補助金	0	32,987	32,987
歳 入	合 計		33,580	33,243	66,823

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資産经营特別 資金助成事業		千円 33,580	千円 33,243	千円 66,823
	1 資産经营特別 資金助成事業	33,580	33,243	66,823
歳 出	合 計	33,580	33,243	66,823

第2表 債務負担行為補正

追 加	事 項	期 間	限 度	額
	資産经营特別資金利子補給	昭和49年度から昭和51年度まで		千円 53,613

昭和49年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 112,631	千円 4,339	千円 116,970
	1 繰 越 金	112,631	4,339	116,970
4 諸 収 入		21,849	703	22,552
	1 受託事業収入	18,157	358	18,515
5 県 債	2 雑 入	3,692	345	4,037
		64,000	8,000	72,000
5 県 債	1 県 債	64,000	8,000	72,000

歳 入	合 計	280,288	13,042	293,330
-----	-----	---------	--------	---------

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 県営林事業費	2 造林事業費	11,713		1,146		12,859
	3 保育事業費	95,435		11,731		107,166
	4 処分事業費	10,869		64		10,933
	6 管理事業費	11,357		101		11,458
	合 計	280,288		13,042		293,330

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正		前		補 正		後
	限度額	起債の利率	償還の利率	限度額	起債の利率	償還の利率	
県営林事業費	千円 64,000	%	%	千円 72,000	%	%	
計	64,000			72,000			

昭和49年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和49年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 使用料及び料 手 数	1 使用 料	49,028		10,000		59,028
	1 国庫補助金	0		7,319		7,319
6 県 債	1 県 債	0		37,000		37,000
	1 県 債	0		37,000		37,000



改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,187,208千円	134,000千円	1,321,208千円
第1項 企業債	1,186,000千円	134,000千円	1,320,000千円
支		出	
第1款 資本的支出	1,358,106千円	134,110千円	1,492,216千円
第1項 建設改良費	1,186,046千円	134,110千円	1,322,156千円

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	12,840,000千円	49	134,110千円
		境港外港内地区埋立事業			
					50 2,095,650千円
					51 2,438,940千円
					52 3,066,600千円
					53 2,849,800千円
					54 2,254,900千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「1,186,000千円」を「1,320,000千円」に改める。

(一時借入金)の補正)

第6条 予算第6条中「1,292,000千円」を「1,426,000千円」に改める。

昭和49年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県営観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和49年度鳥取県営観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	481,152千円	1,000千円	482,152千円
第3項 他会計からの長期借入金	0千円	1,000千円	1,000千円
支		出	
第1款 資本的支出	481,152千円	1,000千円	482,152千円
第1項 建設改良費	481,152千円	1,000千円	482,152千円

鳥取県告示第六百九十三号

昭和四十九年二月二十三日専決処分した昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 稔 三

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,748,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 地方交付税		26,675,863	78,921	26,754,784
	1 地方交付税	26,675,863	78,921	26,754,784
歳 入	合、計	86,669,136	78,921	86,748,057

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		4,945,493	78,921	5,024,414
	5 選挙費	12,490	78,921	91,411
歳 出	合 計	86,669,136	78,921	86,748,057

鳥取県告示第六百九十四号

昭和四十九年三月十八日専決処分した昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算及び昭和四十八年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 中 林 興 三

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738,187千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,009,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により

翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 県 税	1 県 民 税	10,336,923	988,031	11,324,954
	2 事 業 税	2,080,346	208,190	2,288,536
	3 不 動 産 取 得 税	2,779,018	521,480	3,300,498
	4 興 た ば こ 税	463,053	△ 474	462,579
	5 娯 楽 用 設 税	560,633	△ 8,297	552,336
	6 料 理 飲 食 等 税	220,735	△ 1,527	219,208
	7 自 動 車 税	1,171,010	151,792	1,322,802
	8 鉦 区 税	1,347,436	65,546	1,412,982
		1,710	△ 160	1,550

2 地方譲与税	9 狩猟免許税	10,094	1,151	11,245
	10 自動車取得税	508,994	76,821	585,815
12 入 猟 税	11 軽油引取税	1,184,911	△ 27,096	1,157,815
	12 入 猟 税	8,983	655	9,638
1 地方交付税	1 地方交付税	26,754,784	101,509	26,856,293
	1 地方交付税	26,754,784	101,509	26,856,293
3 地方交付税	1 地方交付税	26,754,784	101,509	26,856,293
	1 地方交付税	26,754,784	101,509	26,856,293
5 分担金及び金	1 分 担 金	2,028,746	2,290	2,031,036
	1 分 担 金	703,954	△ 4,554	699,400
2 負 担 金	2 負 担 金	1,324,792	6,844	1,331,636
	2 負 担 金	1,324,792	6,844	1,331,636
6 使用料及び料	1 使 用 料	864,931	7,013	871,944
	1 使 用 料	588,949	6,273	595,222
7 国庫支出金	2 手 数 料	275,982	740	276,722
	1 国庫負担金	30,483,290	△ 1,120,312	29,362,978
1 国庫負担金	1 国庫負担金	9,769,618	△ 1,012,342	8,757,276
	1 国庫負担金	9,769,618	△ 1,012,342	8,757,276

8	財産収入	2	国庫補助金	20,480,852	△ 120,057	20,360,795				
		3	委託金	205,820	12,087	217,907				
				419,330	3,150	422,480				
9	寄附金	2	財産売却収入	349,932	3,150	353,082				
				90,506	△ 5,311	85,195				
12	諸収入	1	寄附金	90,506	△ 5,311	85,195				
				6,781,397	△ 27,050	6,754,347				
13	債 債	4	貸付収入	5,289,832	△ 19,648	5,270,184				
		5	受託事業収入	544,101	△ 8,895	535,206				
		7	雑収入	338,283	1,493	339,776				
				6,563,000	△ 592,000	5,971,000				
				6,563,000	△ 592,000	5,971,000				
歳 入 合 計				86,748,057	△ 738,187	86,009,870				
歳 出										
1	議会費	補正前の額	千円	287,176	補正額	千円	619	計	千円	287,795
2	総務費	1	議会費	287,176	619	287,795				
				5,024,414	1,047,747	6,072,161				
		1	総務管理費	3,345,299	1,037,366	4,382,665				
		2	企画費	272,829	15,312	288,141				
		4	市町村振興費	304,016	△ 1,557	302,459				
		6	防災費	250,545	300	250,845				
		7	統計調査費	125,788	△ 2,416	123,352				
		8	人事委員会費	44,391	△ 1,448	42,943				
		9	監査委員費	42,944	190	43,134				
				5,995,483	△ 999,121	4,996,362				
3	民生費	1	社会福祉費	2,739,024	△ 817,595	1,921,429				
		2	児童福祉費	1,928,359	△ 180,457	1,747,902				
		3	生活保護費	1,323,097	△ 1,069	1,322,028				
4	衛生費			3,793,809	△ 79,258	3,714,551				
		1	公衆衛生費	1,610,842	△ 12,956	1,597,886				
		2	環境衛生費	300,728	△ 61,804	238,924				



5 労働費	3 保健所費	703,327	△ 4,503	698,824
	4 医薬費	1,178,912	5	1,178,917
		486,772	5,872	502,644
	1 労政費	131,689	162	131,851
	2 職業訓練費	201,883	2,949	204,782
	3 失業対策費	120,738	2,737	123,475
	4 労働委員会費	42,512	24	42,536
	6 農林水産業費	15,254,404	△ 379,835	14,874,569
	1 農業費	4,316,291	△ 184,314	4,131,977
6 農林水産業費	2 畜産業費	906,377	△ 9,410	896,967
	3 農地費	6,126,453	△ 87,437	6,039,016
	4 林業費	2,964,612	△ 76,846	2,887,766
	5 水産業費	940,671	△ 21,828	918,843
	7 商工費	5,445,839	△ 79	5,445,760
	1 商業費	2,733,408	△ 7,652	2,785,756
	2 工鉱業費	2,616,635	7,003	2,623,638
8 土木費	3 観光費	35,796	570	36,366
		22,274,243	△ 40,152	22,234,091
	1 土木管理費	118,378	△ 7,620	110,758
	2 道路橋りょう費	9,432,607	△ 45,483	9,387,124
	3 河川海岸費	4,953,699	39,368	4,993,067
	4 港湾費	1,275,161	△ 191,160	1,084,001
	5 都市計画費	5,599,753	△ 60,904	5,538,849
	6 住宅費	894,645	225,647	1,120,292
	9 警察費	3,990,337	14,606	4,004,943
	1 警察管理費	3,414,014	14,606	3,428,620
9 警察費		20,269,191	△ 22,831	20,246,360
	1 教育総務費	1,102,489	5,771	1,108,239
	2 小学校費	6,851,362	△ 54,616	6,796,746
	3 中学校費	3,795,104	△ 61,464	3,733,640
	4 高等学校費	6,259,337	95,012	6,354,349
5 特殊学校費	1,537,960	△ 8,014	1,529,946	
10 教育費				

6	社会教育費	434,860	340	435,200
	7 保健体育費	288,100	140	1,128,240
11	災害復旧費	1,558,409	△ 155,037	1,403,372
	1 農林水産施設 災害復旧費	507,033	14,732	521,765
	2 土木施設 災害復旧費	1,051,376	△ 169,769	881,607
12	公債費	1,777,907	△ 200,970	1,576,937
	1 公債費	1,777,907	△ 200,970	1,576,937
13	諸支出金	510,073	70,252	580,325
	2 娯樂施設 利用税金	38,500	1,178	39,678
	3 自動車 取得税金	338,482	69,074	407,556
歳 出 合 計		86,748,057	△ 738,187	86,009,870

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			額	年割額	額	年割額
2	総務費	1 事務所第二庁舎 建設費	2,045,802	48	764,058	2,147,860
			49	1,281,744	49	1,281,744

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2	総務費	2 企画費	8,627
	6 防災費	防災行政無線建設費	200,341
3	民生費	1 社会福祉費	7,632
		精神薄弱者援護施設整備費 中部特別養護老人施設建設費	284,630
4	衛生費	1 公衆衛生費	340,570
	2 環境衛生費	健康増進センター建設事業費 公園等施設整備事業費	42,124
6	農林水産業費	2 畜産業費	29,033
		河合谷県営草地開発事業費	
	3 農地費	畑地かんがい事業費	32,550
		広域営農団地農道整備事業費	57,750
4	林業費	林業構造改善事業費	16,919
		林道開設事業費	41,530
		林道改良事業費	1,136
		揮発油税身替林道事業費	10,050
		一般治山事業費	87,580

緊急治山事業費	4,146	緊急傾斜地崩壊対策事業費	5,000
	6,352		治水ダム建設事業費
県民の森造成事業費		海岸堤防修築事業費	10,800
5 水産業費	144,754	港湾修築事業費	66,300
2 工鉱業費	14,250	街路事業費	157,900
旧岩美鉱山鉱害防止事業費		市町村受託事業費	26,689
7 土工費	15,560	都市開発事業費	285,300
道路管理費		鉄道高架事業費	240,000
道路補修事業費	21,100	流域下水道事業費	97,920
積雪寒冷対策道路事業費	11,700	6 住宅費	76,313
道路維持修繕費	10,500	4 高等学校費	250,685
道路改良事業費	481,920	7 保健体育費	77,860
舗装新設事業費	24,300	1 農林水産施設費	24,237
単県道路改良事業費	17,700	11 災害復旧費	3,740,450
国鉄受託事業費	1,500	計	
橋りょう架換事業費	99,900		
単県橋りょう架換事業費	22,400		
8 土木費			
2 道路橋りょう費			
河川改良事業費	193,550		
河川海岸費			
砂防事業費	124,842		

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	昭和48年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本65,965千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において、社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額	千円

2 変 更

補 正 前		補 正 後	
事 項	期 間	限 度	額
地方職員住宅借入金宅賃貸借料から昭和74年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額175,083千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にか	地方職員住宅借入金宅賃貸借料から昭和74年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額196,801千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にか

金額	かる経過利息に相当する金額の合計額	かる経過利息に相当する金額の合計額
90,614	114,581	

県公舎購入費	昭和48年度から昭和58年度まで	74,213	建設災害復旧費	昭和48年度から昭和49年度まで	88,606
--------	------------------	--------	---------	------------------	--------

小規模河川改修事業	昭和47年度から昭和48年度まで	67,500	小規模河川改修事業	昭和47年度から昭和49年度まで	67,500
-----------	------------------	--------	-----------	------------------	--------

江川改良工事に伴う浜村青谷間新長柄川国鉄橋りょう新設工事の具負担額		—	江川改良工事に伴う浜村青谷間新長柄川国鉄橋りょう新設工事の具負担額		
-----------------------------------	--	---	-----------------------------------	--	--

建設災害復旧費	昭和48年度から昭和49年度まで	74,213	建設災害復旧費	昭和48年度から昭和49年度まで	88,606
---------	------------------	--------	---------	------------------	--------

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	利率	限度額	利率
起債の方法	千円	%	千円	%
起債の方法	100,000		150,000	

防災行政費 線建設費	129,000		127,000			
中部特別養 老施設費	83,000		101,000			
農業関係試 験場整備費	57,000		0			
畜産試験場 整備費	32,000		0			
土地改良費	275,000		270,000			
林業振興 指導費	203,000		200,000			
治山費	133,000		119,000			
林業試験場 整備費	60,000		0			
漁港建設費	95,000		110,000			
道路新設 改良費	90,000		56,000			
河川改良費	590,000		575,000			
砂防費	448,000		458,000			
港湾建設費	221,000		239,000			
都市開発 事業費	304,000		382,000			
下水道費	15,000		0			

公営住宅 建設事業費	321,000		302,000			
盲聾学校費	866,000		870,000			
武道館費	40,000		0			
治山施設 災害復旧費	98,000		99,000			
漁港施設 災害復旧費	11,000		15,000			
建設旧 災害復旧 費	297,000		247,000			
直事 轉業 道路 費	400,000		0			
直事 轉業 河川 費	179,000		212,000			
直事 轉業 砂防 費	20,000		0			
境組 港合 管理 費	180,000		56,000			
直復 轉旧 災害 復費	13,000		14,000			
自然 策保 護費	650,000		0			
計画調査費	0		20,000			

10以  
内

借入年度から  
1年ずつ置  
き、以後24年  
度間に償還す  
るものとす  
る。ただし、  
証書借入れ又  
は証券発行の  
方法により資  
金運用部、郵  
政省、その他  
より借入れす

					<p>るものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。</p>
林道費	0		70,000	<p>証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。</p>	<p>借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の</p>	
街路事業費	0		26,000	同上	同上	
計	7,213,000		5,971,000			

昭和48年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算  
 昭和48年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,032,489千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 証紙収入		905,922	114,370	1,020,292
	1 証紙収入	905,922	114,370	1,020,292
2 繰越金		8,981	3,196	12,177
	1 繰越金	8,981	3,196	12,177
歳 入	合 計	914,903	117,566	1,032,489

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 一般会社計金		905,922	117,566	1,023,488
	1 一般会社計金	905,922	117,566	1,023,488
歳 出	合 計	914,903	117,566	1,032,489

昭和48年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,380千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 財産収入		80,842	325	81,167
	1 財産売払収入	80,841	325	81,166
歳 入	合 計	212,055	325	212,380

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県営林事業費		211,010	325	211,335
	1 職員費	40,486	325	40,811
歳 出	合 計	212,055	325	212,380

昭和48年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252,957千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 使用料及び料 手	1 使用料	58,564	16,038			74,597
				58,564	16,038	
2 国庫支出金	1 国庫補助金	89,850	77,771	△	12,079	12,079
				89,850	77,771	△
4 繰越金	繰越金	4,267	11,781			16,048
				4,267	11,781	
計		142,681	105,620	△	37,061	142,681

6 県	債		0
	1 県	債	
203,000	△	203,000	0
360,699	△	252,957	107,742
計			

歳 出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 事業費	1 事業費	350,409	△	252,957	97,452	97,452
				56,869	581	57,450
				293,540	△	253,538
	2 水産物産地流水通加工センタ一形成事業費					
計	合計	360,699	△	252,957	107,742	107,742

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補限度額	起債の方法	補限度額	起債の方法
県営境港水産施設事業費	203,000	△	0	△
計	203,000	△	0	△

昭和48年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、



次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 事業収入	1 事業収入	10,812	△ 771	10,041
		10,812	△ 771	10,041
2 繰入金	一般会計 1 繰入金	18,994	772	19,766
		18,994	772	19,766
4 諸収入	1 雑収入	4	△ 1	3
		4	△ 1	3
歳 入 合 計		29,811	0	29,811

昭和48年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,107千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 事業収入	1 事業収入	20,804	1,786	22,590
		20,804	1,786	22,590
2 繰入金	一般会計 1 繰入金	8,773	91	8,864
		8,773	91	8,864
3 繰越金	1 繰越金	2	△ 2	0
		2	△ 2	0
4 諸収入	1 雑収入	7	18	25
		7	18	25
5 県債	1 県債	254,000	△ 13,000	241,000
		254,000	△ 13,000	241,000

歳入	合計	278,586	△ 11,107	267,479
----	----	---------	----------	---------

歳出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 県営駐車場費		278,586	△ 11,107	267,479		
1 県営駐車場費	1 県営駐車場費	24,586	784	25,320		
	2 県営駐車場費	254,000	△ 11,841	242,159		
歳出	合計	278,586	△ 11,107	267,479		

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
県営駐車場建設事業費	254,000		241,000	
計	254,000		241,000	

昭和48年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 国庫支出金		100	31	131		
1 国庫委託金		100	31	131		
2 財産収入		69,615	14,163	83,778		
1 財産売却収入		69,615	14,163	83,778		
5 雑収入	雑収入	9,451	2,162	11,613		
歳入	合計	169,564	16,356	179,920		

歳出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 県立学校水産実習船実習費		169,564	16,356	179,920		
1 県立学校水産実習船実習費		169,564	16,356	179,920		

歳 出 合 計	163,564	16,356	179,920
---------	---------	--------	---------

昭和48年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(継続費の補正)

第2条 昭和48年度鳥取県営病院事業会計補正予算中第5条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設費	3,514,396	46年度	110,000
			47年度	1,218,000
			48年度	1,162,000
			49年度	1,024,396

鳥取県告示第六百九十五号

昭和四十九年三月三十日専決処分した昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十八年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鶴 三

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款 項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税	26,856,293	△ 55,000	26,801,293
		1 地方交付税	26,856,293
10 繰 入 金	488,576	△ 120,000	368,576
		2 基金繰入金	360,000
13 県 債	5,971,000	175,000	6,146,000
		1 県 債	5,971,000
歳 入 合 計	86,009,870	0	86,009,870

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率%	限度額 千円	起債の方法 利率%
中部特別養護老人施設建設費	101,000	%	124,000	%
健康増進センター建設費	163,000	%	269,000	%
港湾建設費	239,000	%	246,000	%
都市開発費	332,000	%	31,000	%
公営住宅建設事業費	302,000	%	342,000	%
高専道路費	0	%	300,000	%

起債の目的	補正前	補正後	起債の方法	利率	償還の方法
中部特別養護老人施設建設費	101,000	124,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還
健康増進センター建設費	163,000	269,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還
港湾建設費	239,000	246,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還
都市開発費	332,000	31,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還
公営住宅建設事業費	302,000	342,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還
高専道路費	0	300,000	%	%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還

計	5,971,000	6,146,000	6,000千円	108,601千円
第1項 企業債	24,000千円	6,000千円	30,000千円	108,601千円
第1款 資本的収入	108,601千円	0千円	108,601千円	108,601千円

昭和48年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 昭和48年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 資本的収入 108,601千円 0千円 108,601千円

第1項 企業債 24,000千円 6,000千円 30,000千円

第3項 他会計からの長期借入金 53,879千円 △6,000千円 47,879千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「24,000千円」を「30,000千円」に改める。

鳥取県告示第六百九十六号

昭和四十九年四月三十日専決処分した昭和四十九年度鳥取県宮観光施設事業会計予算は、次のとおりである。

昭四十九年八月十三日

農 務 課 長 林 震 三

昭和49年度鳥取県宮観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県宮観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設用地取得面積 25,838平方メートル

(資本的收入及び支出)

第3条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的收入 481,152千円

第1項 企業債 481,000千円

第2項 建設収入 152千円

支 出

第1款 資本的支出 481,152千円

第1項 建設改良費 481,152千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業費に充当	千円 481,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から2年すえ置き、その後5年間で償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は481,152千円とする。

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
取得する資産	土地	
	米子市皆生字灘端東新田1806の2ほか2筆	25,838平方メートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】